

## 豊明市総合教育会議設置要綱

### (目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、豊明市長（以下「市長」という。）と豊明市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、豊明市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進するため、豊明市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るための重点的に講ずべき施策に関すること
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること

### (組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (招集)

第4条 会議は、市長が招集し、主宰する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (調整結果の尊重)

第6条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、非公開とした部分は公表しない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、行政経営部秘書広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。